

社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会  
役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には報酬を支給しない。ただし、会長及び副会長については、費用弁償の他に報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、月の途中で就任又は退任した場合の報酬の額は、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため、次の会議に出席したときは、別表2により費用を弁償する。ただし、行政職員及び本会職員からの役員等には、支給しない。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監査会
- (4) 定款に規定する部会及び委員会
- (5) 会長の要請を受けて出席するその他の会議、研修等

2 1日に複数の会議に連続して出席する場合は、最も費用弁償額の多い会議いずれか一つを支給対象とする。

(報酬の支給)

第5条 会長及び副会長の報酬は、毎月末日に支給する。ただし、その支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。（令和元年12月19日一部変更）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月27日一部変更）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年3月28日一部変更）

別表1（第3条関係）

職名	報酬額
会長	月額 40,000円
副会長	月額 5,000円
常務理事	月額 200,000円以内 賞与 年間 400,000円以内

別表2（第4条関係）

会議名	費用弁償額	
	理事	監事
理事会	日額 1,000円	日額 1,000円
評議員会	日額 1,000円	日額 1,000円
監査会		日額 2,500円
部会及び委員会規程に定める部会、委員会	日額 1,000円	
会長の要請を受けて出席するその他の会議、研修等	日額 1,000円	日額 1,000円